

東大阪市各行政サービスセンター及びパスポート窓口における
電子モニター広告設置に係る仕様書

1. 件 名 東大阪市各行政サービスセンター及びパスポート窓口における
電子モニター広告設置
2. 設置期間 令和7年9月1日から令和17年8月31日
3. 履行場所 東大阪市各行政サービスセンター及びパスポート窓口（本庁舎5階）

1. 事業の概要

- (1) 東大阪市各行政サービスセンター及びパスポート窓口（本庁舎5階）に、広告及び市政情報を放映する電子モニター及び番号案内表示システムを設置する。
- (2) 提供者は、本市の行政財産使用許可を得た上でその使用料を納付する。
- (3) 使用許可の期間は令和7年9月1日から令和8年3月31日とし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと東大阪市が判断する場合は、当初東大阪市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、電子モニター広告の設置期限を限度に引き続き使用許可を与えるものとする。
- (4) 事業の実施にかかる費用（電子モニター広告等の設置・運営・機器保守及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用）については、提供者の負担とする。なお、電気料金は、提供者がカタログ等により申告する消費電力量に本市が設定する単価を掛けて算出される金額を本市に納付する。
- (5) 提供者は広告料を納付できる場合は本市に納付する。
- (6) 設置期間終了後、提供者は速やかに電子モニター広告を撤去し、原状回復をするものとする。

2. 電子モニター広告等の設置

- (1) 設置場所については、次の場所を予定とするが、その詳細については、協議の上決定するものとする。
- (2) 設置の際、既存の看板の移動を行う必要がある場合提供者にて行う。
- (3) 設置の際、電源等の工事が必要な場合、提供者にて行う。
- (4) 電源は最寄りの配電盤又はコンセントから確保し、配線はモールを被せた上で壁等に固定するものとする。
- (5) 設置の際、既存の電子モニター広告についての撤去及び回収がある場合、市に日程等を確認の上、当該電子モニター広告設置業者との調整を提供者にて行うこと。
- (6) 既存の電子モニター広告について引き続き活用する場合、設置物の耐震性などの強度確認を提供者にて行う。
- (7) 設置の際、各設置場所周辺にあるテレビ等周辺機器についての回収がある場合提供者にて行う。
- (8) その他設置に必要なケーブル、スピーカー等必要な備品の設置場所については協議の上決定するものとする。
- (9) 取付金物については躯体にボルト等堅固にとりつけること。
- (10) 設置方法の確認写真を提出すること。
- (11) 必要な場合、点検口を作成すること。

A：日下行政サービスセンター 東大阪市日下町三丁目1番7号

想定品：株式会社明光商会製 MS ボイスコール QUICKmore（同等品以上可）

【広告付き電子モニター】

○1台（32インチ以上、天井吊り下げ）

【個別表示機】

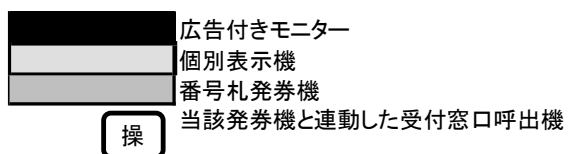
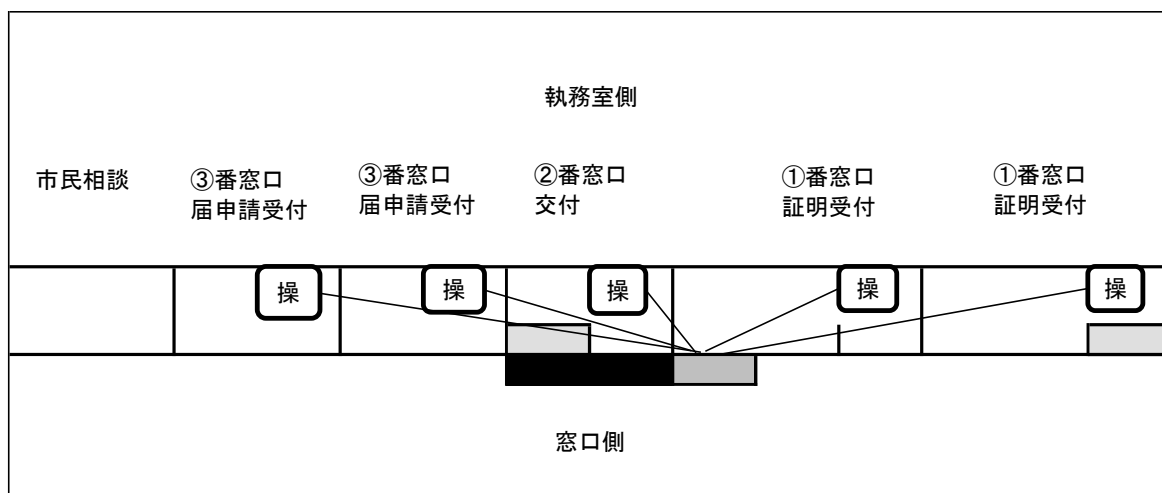
○2台（スタンド）

【番号札発券機】

○1台

【受付窓口呼出機】

○5台



B：四条行政サービスセンター 東大阪市南四条町1番7号

想定品：株式会社明光商会製 MS ボイスコール NEO（同等品以上可）

【広告付き電子モニター】

○1台（32インチ以上、スタンドラック付）

【呼出用モニター】

○1台（32インチ以上、上記スタンドラックに設置）

【呼出用モニター用管理ノートPC】

○1台

【番号札発券機システム】

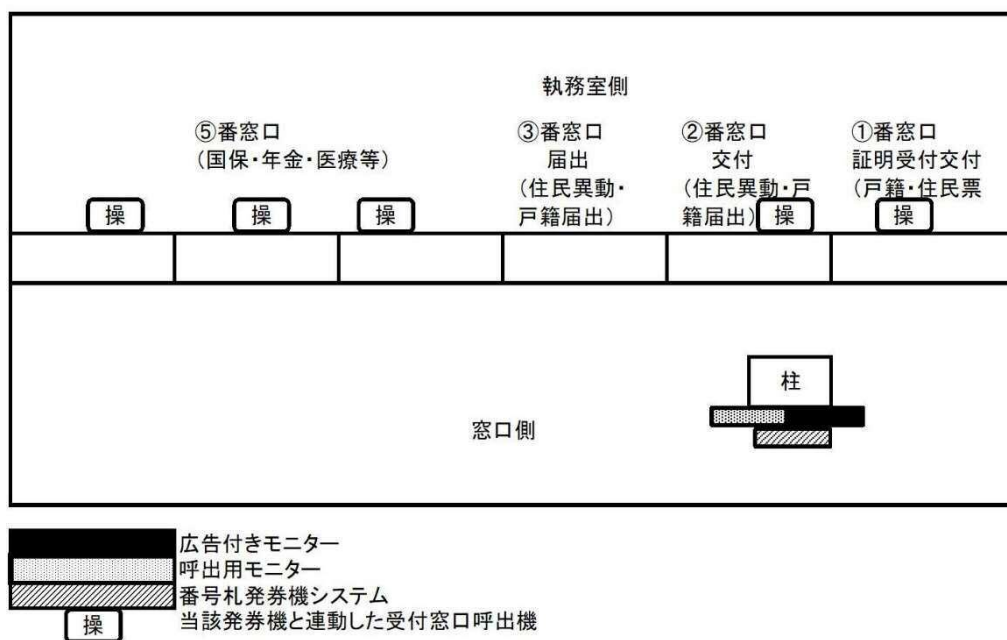
○1式

【受付窓口呼出機】

○5台

【その他備品】

○1台（番号札発券機システムを設置可能な台）



C：中鴻池行政サービスセンター 東大阪市中鴻池町二丁目3番13号

想定品：株式会社明光商会製 MS ボイスコール QUICKmore（同等品以上可）

【広告付き電子モニター】

○1台（32インチ以上、天井吊り下げ）

【個別表示機】

○4台（スタンド）

【番号札発券機】

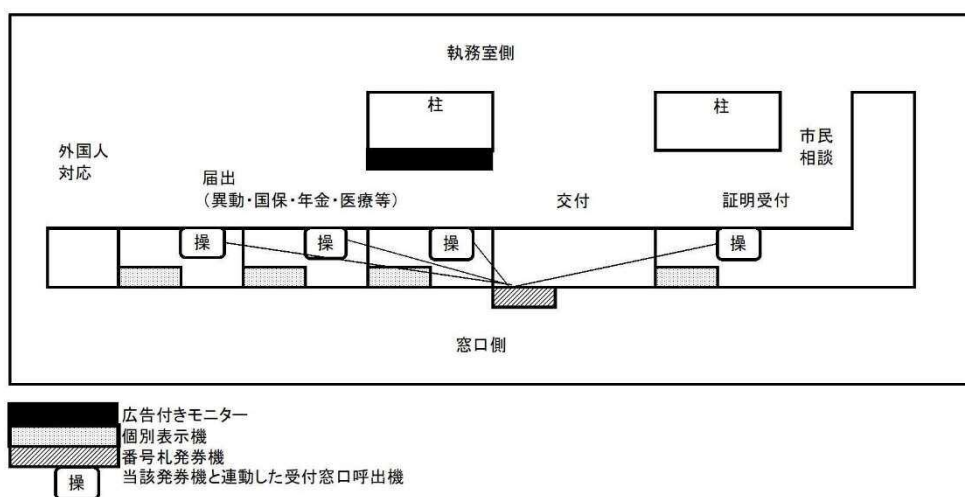
○1台

【受付窓口呼出機】

○4台

【その他備品】

○1台（番号札発券機を設置可能な台）



E：楠根行政サービスセンター 東大阪市楠根一丁目 12 番 12 号

想定品：株式会社明光商会製 MS ボイスコール QUICKmore（同等品以上可）

【広告付き電子モニター】

○ 1 台（32 インチ以上、スタンドラック付き）

【個別表示機】

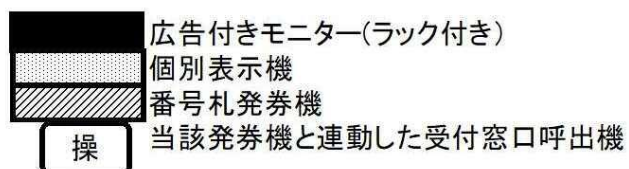
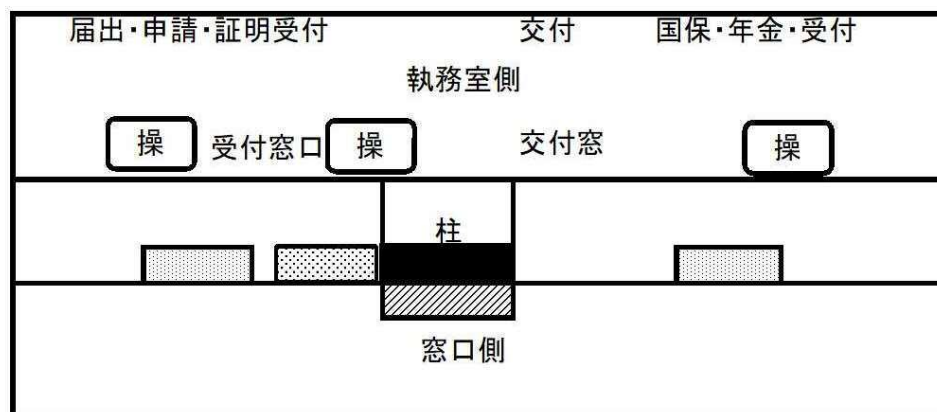
○ 3 台（スタンド）

【番号札発券機】

○ 1 台

【受付窓口呼出機】

○ 3 台



F：布施駅前行政サービスセンター 東大阪市長堂一丁目 8 番 37 号

想定品：株式会社明光商会製 MS ボイスコール NEO（同等品以上可）

【広告付き電子モニター】

○ 2 台（32 インチ以上、天井吊り下げ）

【交付表示用システムモニター】

○ 1 台（32 インチ以上、天井吊り下げ）

【呼出用モニター】

○ 3 台（32 インチ以上、天井吊り下げ）

【呼出用モニター用管理ノート PC】

○ 1 台

【バックヤードモニター】

○ 2 台（32 インチ以上、壁掛けもしくは天井吊り下げ）

【バックヤードモニター用管理ノート PC】

○ 1 台

【個別表示機】

○ 1 台（スタンド）

【番号札発券機システム】

○ 2 式

【受付窓口呼出機】

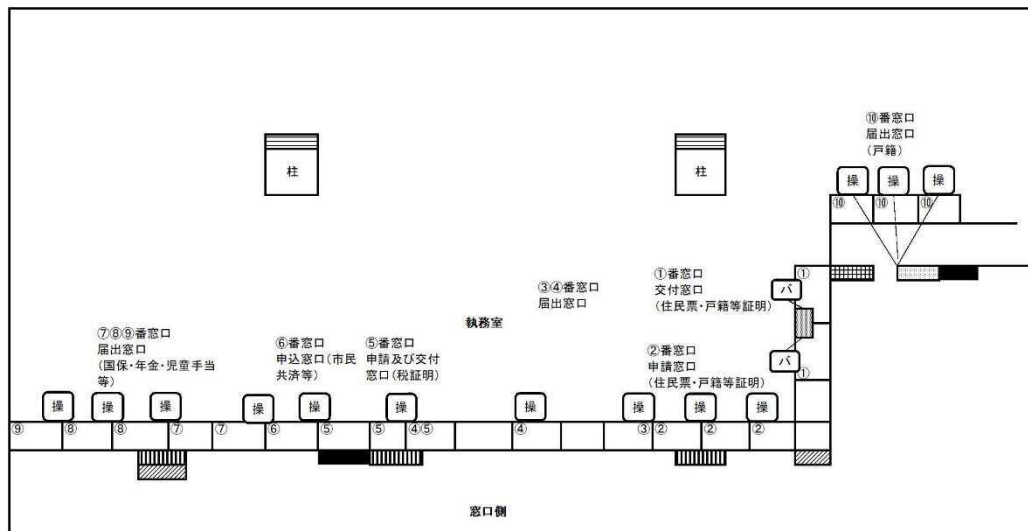
○ 1 3 台

【交付用システム端末（バーコードリーダー含）】

○ 1 式（バーコードリーダー 2 台）

【その他備品】

○ 2 台（番号札発券機システムを設置可能な台）



G：近江堂行政サービスセンター 東大阪市近江堂三丁目 12 番 15 号

想定品：株式会社明光商会製 MS ボイスコール QUICKmore（同等品以上可）

【広告付き電子モニター】

○ 1 台（32 インチ以上、天井吊り下げ）

【個別表示機】

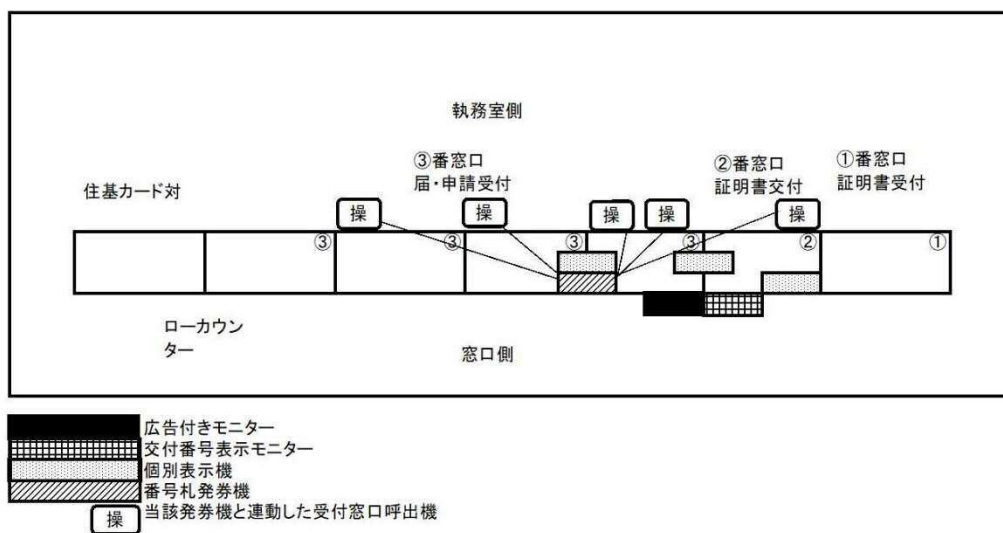
○ 3 台（スタンド）

【番号札発券機】

○ 1 台

【受付窓口呼出機】

○ 5 台



H：パスポート窓口 東大阪市荒本北一丁目1番1号

想定品：株式会社明光商会製 MS ボイスコール QUICKmore（同等品以上可）

【広告付き電子モニター】

○1台（32インチ等、天井吊り下げ）

【個別表示機】

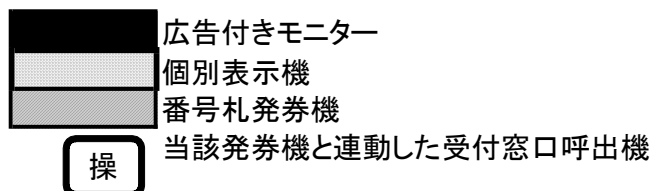
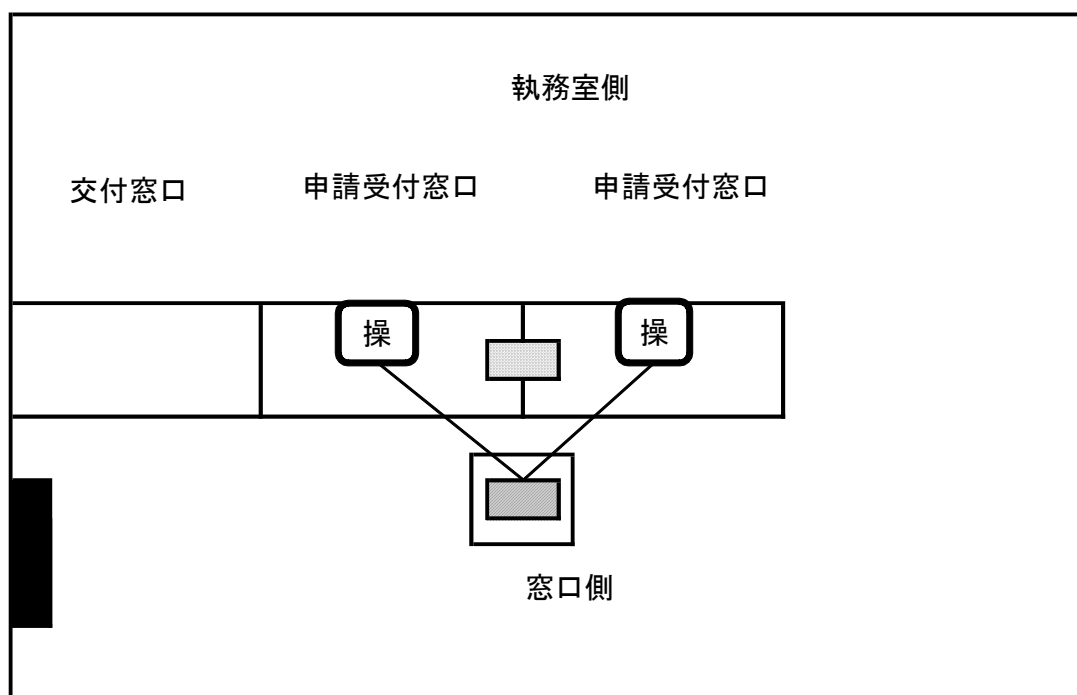
○1台（スタンド）

【番号札発券機】

○1台（天板が40cm×40cmの台の上に乘せられる範囲の大きさであること）

【受付窓口呼出機】

○2台



3. 電子モニター広告等の設置期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 17 年 8 月 31 日までとする。

ただし、設置日時については、協議のうえ決定する。

4. 電子モニター広告等の設備

(1) 広告付き電子モニター 10 台

放映時間は土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12 月 29 日から 12 月 31 日及び 1 月 1 日から 1 月 3 日)を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。
ただし、開庁時間の変更等に伴い、自由に延長又は短縮することができること。

- ① モニターは薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は 32 インチ以上とする。
- ② 行政情報の放映期間・放映枠については、別途協議とすること。
- ③ 放映する民間企業等の広告の内容等については、東大阪市有料広告掲載要綱及び東大阪市有料広告掲載基準並びに関係法令を遵守し、事前に東大阪市の審査を受け、その承認を受けること。
- ④ 電源のオン、オフをタイマーで管理できること。
- ⑤ 音声については、無音とすること。
- ⑥ モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

(2) 呼出用モニター 4 台

- ① モニターは薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は 32 インチ以上とする。
- ② 音声出力及び音量調節機能があること。
- ③ 電源のオン、オフをタイマーで管理できること。
- ④ モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

(3) 呼出用モニター用管理ノート PC 2 台

- ① PC から業務の増減や業務名の変更等が行えること。

(4) バックヤードモニター 2 台

- ① モニターは薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は 32 インチ以上とする。
- ② 音声出力及び音量調節機能があること。
- ③ 電源のオン、オフをタイマーで管理できること。
- ④ モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

(5) バックヤードモニター用管理ノート PC 1 台

- ① PC から業務の増減や業務名の変更等が行えること。

(6) 番号札発券機 5 台

- ① 1 台で 4 業務以上に対応していること。番号表示は各々 3 桁以上であること。
- ② 発券画面において各業務の待ち人数を表示できること。
- ③ 番号札発券機設置後においても、発券画面の業務名を必要に応じ設定変更できること。

- (7) 番号発券機システム 4式
必要なシステム（発券機タッチパネル・PC・発券プリンター・ルーター等）一式とする。
- ① 1台で16業務以上に対応していること。番号表示は各々4桁以上であること。
 - ② 発券画面において各業務の待ち人数を表示できること。
 - ③ 番号札発券機設置後においても、発券画面の業務名を必要に応じ設定変更できること。
- (8) 受付窓口呼出機 42台
- ① 呼出、再呼出、任意呼出、番号保留ができること。
- (9) 個別表示機 17台
- ① 個別表示機付属のスピーカーから受付番号の音声案内が可能なこと。
- (10) 交付用システム 2式
来庁者の方が各種証明を受取る際の整理番号を音声案内及び表示するためのモニター、必要な管理システム（管理用パソコン・タッチパネル・バーコードリーダー等）及びその他番号呼び出しに必要な装置・ソフトウェア・申請書収納ケース・整理番号札等一式とする。
- ① モニターは薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は32インチ以上とし、画面表示サイズは、協議の上、決定するものとする。
 - ② 画面表示内容については、プロポーザルにより提案のあった内容を踏まえ、別途協議をするものとする。
 - ③ 電源のオン、オフをタイマーで管理できること。
 - ④ 音量は業務に支障がない範囲とし、設置場所の状況に応じて、本市が簡易に音量を自由に調整（無音を含む。）できること。
 - ⑤ テンキー、バーコードリーダー等による操作入力により、番号をモニターに表示又は取消しが自由に調整できること。
 - ⑥ モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。
- (11) 混雑情報配信
- ① 少なくとも設置箇所B・D・Fについては、窓口の待ち人数や待ち時間等を市ウェブサイトから容易にアクセスできるかたちでインターネット等により公開すること。
- (12) その他
- ① モニター広告の提供期間中であってもやむを得ない場合は、レイアウト変更等、またはこの事業の一部又は全部を中止することがある。
 - ② モニター広告の提供期間中であっても、提供者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、この事業を中止することがある。
 - ③ 故障等の対応については、提供者の責任および負担において当日中に責任を持って対応をすること。

5. 業務分担

(1) 設置場所

設置場所の現地調査（提供者）、設置場所決定（本市）、取付工事等（提供者）

(2) 広告主募集等

協賛広告主募集（提供者）、コンテンツ内容打ち合わせ（提供者）、コンテンツ作成（提供者）、審査（提供者）、審査・承認（本市）、本放映・メンテナンス（提供者）

(3) 行政情報

別途協議の上、決定する。

6. 著作権

本市が提供者に提供する行政情報に基づき作成された内容は、市に著作権が帰属し、提供者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、本市の許可を得るものとする。

7. 広告

(1) 広告の募集に関して

- ① 「東大阪市有料広告掲載要綱」「東大阪市有料広告掲載基準」「東大阪市各行政サービスセンター及びパスポート窓口における電子モニター広告掲載要領」「東大阪市各行政サービスセンター及びパスポート窓口における電子モニター広告設置に係る提供者募集要領」を遵守するとともに、本市からの指示がある場合はその指示に従い広告募集等を行うこと。
- ② 広告内容については、特定の業種や市外の情報に偏ることがないように配慮するものとする。
- ③ 提供者は、広告主・放映内容について事前に市と協議するものとし、放映については市が審査の上、承認するものとする。この場合において双方の協議が整わない場合は、その広告は掲載できないものとする。広告主または放映内容について市が不適当と認めた場合は、その事由を提供者に伝えるものとするが、放映できない理由説明は要しないものとする。この場合において、広告映像を放映できないことに関して提供者に損害が発生しても、市は一切その責めを負わないものとする。また、承認後の広告について、適当でないと認める事由が生じた場合は広告掲載の中止を求めるものとする。
- ④ 本市は、広告募集に関して、諸団体事務局への依頼文等の交付を行うことはできるが、直接団体構成員への協力依頼は行わない。
- ⑤ 広告募集に当たっては、行政広報の公益的な性格から本市に納入する広告料等を十分に考慮し、適正な価格で販売しなければならない。
- ⑥ 広告の営業活動の際、各種法令違反や市税の滞納などがある広告主の広告は掲載できない旨を周知すること。

(2) 電子モニター広告に関する責任

「電子モニター広告」の放映等に関し、広告に関する問い合わせ先をモニター付近に明記すること。また、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、提供者は、直ちに問題解決のために対応するものとする。提供者が集めた広告内容や地域情報等に関する一切の責任は、提供者が負うものとし、本市は一切の責任を負わない。

8. 関係法令遵守等

本事業の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、東大阪市情報セキュリティポリシー、およびその他関係法令等の遵守を徹底すること。また、「電子モニター広告」の放映に関しては、人権および男女共同参画の視点に配慮して行うこと。

9. その他

- ① 事業実施期間中にモニターの落下、転落等により事故等が発生した場合は、提供者の責任および負担において対応するものとする。
- ② 提供者は定期訪問（頻度は市と協議のうえ決定する）により、設置機器のメンテナンスを行うものとし、故障発生等の緊急時の連絡先をモニターに明記するものとする。また、モニター及び設置機器の故障などが発生した場合は、提供者において速やかに対応するものとする。
- ③ 提供者は事業において使用する機器にかかるロール紙等の消耗品の提供を行うこと。
- ④ 提供者は事業において使用する機器についての研修を行うこと。日時回数については協議の上決定するものとする。
- ⑤ 提供者は事業において使用する機器に不具合が生じた場合当日中にすみやかな対応を行うこと。
- ⑥ 事業実施期間中の機器の増設や設置場所の変更について、協議のうえ対応するよう努めること。